

令和 5 年 4 月 6 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 金 澤 健 司
〈公印省略〉

令和 5 年度『ナショナルサイクルルート「トカプチ 400」を契機とした観光誘客事業』
委託業務に係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

「ナショナルサイクルルート「トカプチ 400」を契機とした観光誘客事業」委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書 10.(1) に示す内容をメールでお知らせください。(様式なし、メール本文で可)

※参加表明期限 : 令和 5 年 4 月 13 日(木) 17 時

3. 提出物について

企画提案書及び見積書 (※ 詳細は、企画提案指示書を参照してください)

4. 今後のスケジュール

(1) 参加表明〆切 令和 5 年 4 月 13 日(木) 17 時

(2) 企画書提出〆切 令和 5 年 4 月 27 日(木) 17 時

(3) 企画審査会 令和 5 年 5 月中旬予定

(4) 契約書の締結 令和 5 年 5 月下旬予定

5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階
事業企画本部地域観光部

担当 : 高橋 貢

電話 : 011-231-2900 fax : 011-232-5064

E-mail : m_takahashi@visithkd.or.jp

令和5年度

「ナショナルサイクルルート「トカプチ400」を契機とした観光誘客事業」
企画提案指示書

1. 委託業務名

「ナショナルサイクルルート「トカプチ400」を契機とした観光誘客事業」委託業務

2. 事業目的

十勝地域は、エリア内に広大な十勝平野・海・山・森林・河川・湖沼といった多様なフィールドを有し、恵まれた自然環境を生かしたアウトドア体験や酪農王国十勝を背景とした食資源が豊富な地域であるが、広大な土地に観光スポットが点在している。令和3年5月に、北海道で唯一のナショナルサイクルルートとして「トカプチ400」が指定されたことを契機に、十勝の地域資源とサイクリングルートを組み合わせた旅行商品を造ることで、十勝地域への誘客と地域内の周遊を促進させることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年3月8日（金）まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額10%を含む。）

15,000,000円

6. 業務内容及び実施方法

事業計画内容を十分に踏まえた上で、下記に例示する業務を基本とした事業を実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の状況に十分配慮することとし、地域の意向を踏まえた上で柔軟に対応する事とする。

なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。

《事業対象地域》

十勝地域(帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、更別村、幕別町、大樹町)

《メインターゲット：台湾》

《メインターゲット属性：サイクリング、アウトドアに関心のある20～40歳代及びリピーター》

※造成予定商品の難易度はあるものの、サイクリング初心者～上級者まで幅広い層をターゲットとする。

(1) 滞在コンテンツ造成事業

①ワークショップによる体験型・滞在型コンテンツの検討(4回程度、5商品)

②課題抽出のためのモニターツアー(国内先進地の専門家4名、1回)

サイクリングでのインバウンド誘客の実績があり、「トカプチ400」と同じくナショナルサイクルルートとして認定されている国内先進地(例:しまなみ海道)より専門家を招聘。受入側の目線で造成中のツアーについて助言を受け、ツアーの磨き上げを行う。

【先進地専門家に求める目線】

- ・インバウンド客が求めるもの
- ・ツアー前、ツアー中、ツアー後の留意事項
- ・最低催行人数、価格設定等

③一般旅行者向けモニターツアー(北海道に旅行を計画する台湾人の一般旅行者、もしくは国内在住の台湾人。招聘したファムツアーと同時実施、10名程度)

ターゲットである台湾旅行者にツアーを体験してもらい、実際の反応や改善点等を探る。

【一般旅行者からの感想】

- ・コース設定・内容、走行距離
- ・ガイドの対応
- ・価格設定等

【造成予定コンテンツ】

既存のツアーや令和4年度事業にて造成したツアーは日帰りのツアーを中心に、コンパクトな範囲で観光施設や景勝地を巡る内容ものを整備した。令和5年度の事業では、以下、①～⑤のようなアクティビティや宿泊等を組み合わせ、広域で周遊することができるツアーを造成予定。また、北海道ならではの魅力を活かし、冬のサイクリングツアーも造成予定。

令和4年度事業時の受託コンソーシアムの調べより、台湾からの旅行者の気質として「冒険心の強いチャレンジャーが多い」「個人の自由を重視し、独立心が強い」との傾向であるため、以下の①、②のツアーは、「レンタサイクル(e-bike含む)」「ガイド・サポートカー」はツアー参加者の要望に応じオプションとし、サイクリング初心者～上級者の幅広い層がツアーに参加しやすい態勢を整える。③～④は、「レンタサイクル(e-bike含む)」「ガイド・サポートカー」付き、⑤は「レンタサイクル」「ガイド」付き。

①帯広駅を起終点とした『トカプチ400メインルートツアー(400kmコース、200kmコース)』 レベル感:上級者向け400kmコースは4泊5日(1日100km程度)、200kmコースは3泊4日(1日70km程度)。

②『ダウンヒル、アップヒルサイクリングツアー』 レベル感:中級～上級者向け
三国峠、幌鹿峠、白樺峠、ナイタイ高原等※を舞台としたダウンヒル、アップヒルツアー。

※場所は想定。

③十勝のグルメでつなぐ『十勝アグリフードツアー』 レベル感:初級～中級者向け

十勝のグルメ・スイーツ巡り、農業体験等と宿泊をセットにした片道 30~40km 程度の 1泊2日のツアー。

- ④十勝の自然を感じる『ネイチャーサイクリングツアー』 レベル感：初級~中級者向け十勝地域の自然を感じるアウトドアアクティビティ※やキャンプをセットとした片道 30~40km 程度の日帰りサイクリングツアー。キャンプとサイクリングを組み合わせた場合は 1泊2日のツアーとなる。

※ラフティング、SUP、乗馬、気球、フィッシング等の定番アクティビティや、バードウォッチング、ハイキング、アウトドアサウナ等の軽微なアクティビティ、マウンテンバイクによる山間部のトレイルコース体験、バイクジョアリング等のハードなサイクリングアクティビティも含む。

- ⑤『雪上ファットバイクツアー』 レベル感：初級~上級者向け
帯広市の南部に位置する岩内・ポロシリエリア周辺にて、雪上ファットバイクツアーを造成。また、雪上ファットバイクに加え、スノーシューによるトレッキング等も組み合わせ、十勝の冬を味わうツアーとする。

※場所は想定。

【地域ならではのポイント（付加価値）】

- ・地形：十勝エリアの中心部は”十勝平野”その周りを日高山脈襟裳国定公園、大雪山国立公園、阿寒摩周国立公園、太平洋が囲むバラエティー豊かな地形を有し、まさに北海道のイメージどおりの風景が広がり、平坦な舗装路や起伏にとんだ峠道、林道など一つのエリアに初心者から上級者まで楽しめるコース設定が可能。
- ・気候：十勝エリアは「十勝晴れ」と言われるほど晴天率が高く、夏も比較的高温になるものからっとした日が多いことからアウトドアアクティビティの適地といえる。
- ・食：道内他地域と比較しても有名なグルメスポットが多数あり、特に酪農王国十勝を背景とした乳製品や畜産物はブランド力を有している。

【専門家を活用する場合】

- ・台湾を含むインバウンド受入に知見のある識者。
- ・インバウンドも含めたサイクルツーリズム推進に関わった専門家
- ・地元サイクリスト、サイクルコンテンツ提供者

(2) 旅行商品流通環境整備事業

- ・台湾の旅行会社を招聘してのファミツアー(前泊を含め5日間、5社を想定)。
- ・招聘した台湾旅行会社5社との商談会開催(ファミツアー実施後に開催)。
受託事業、自治体・観光協会、ツアーに関わる地域事業者等と招聘した台湾旅行会社による商談会を実施。商談した台湾旅行会社からの助言を受けつつ、商談の成立を促進する。また、商談した台湾旅行会社からの助言の内容によっては、商談会終了後に再度ツアー内容を検討・改善の上、招聘した台湾旅行会社に提示し、商品の取り扱い成立の可能性を高める。

- ・ 作成した商品をエージェントやOTAへ掲載。

令和4年度事業にて招聘したOTAや、受託事業者のネットワークがあるOTA等に商品を提示し、掲載の交渉を行う。

【流通環境を整備する旅行商品等】

- ① 帯広駅を起終点とした『トカプチ400メインルートツアー（400kmコース、200kmコース）』
- ② 『ダウンヒル、アップヒルサイクリングツアー』
- ③ 十勝のグルメでつなぐ『十勝アグリフードツアー』
- ④ 十勝の自然を感じる『ネイチャーサイクリングツアー』
- ⑤ 『雪上ファットバイクツアー』

(3) 目標と成果指標

① 滞在コンテンツ造成事業

アウトプット

- ・ ツアー商品造成 : 5商品 (2024年3月実績報告書から把握)
- ・ ワークショップ: 開催回数4回 (2024年3月実績報告書から把握)
- ・ モニターツアー(先進地専門家)の提言: 20件 (2024年3月実績報告書から把握)
- ・ 一般旅行者からの提言: 20件 (2024年3月実績報告書から把握)

アウトカム :

- ・ 掲載旅行商品のPV数: 1,000PV (2024年3月実績報告書から把握)
- ・ 販売商品の予約人数: 100人 (2024年3月実績報告書から把握)
- ・ 販売商品の予約・販売金額: 2,750,000円 (2024年3月実績報告書から把握)

② 旅行商品流通環境整備事業

アウトプット

- ・ 商品の掲載数: 5件 (2024年3月実績報告書から把握)
- ・ 台湾旅行会社の招聘: 5社 (2024年3月実績報告書から把握)
- ・ 台湾旅行会社からの提言: 20件 (2024年3月実績報告書から把握)
- ・ ファムツアーの実施: 1回 (2024年3月実績報告書から把握)

アウトカム

- ・ 掲載旅行商品のPV数: 1,000PV (2024年3月実績報告書から把握)
- ・ 販売商品の予約人数: 100人 (2024年3月実績報告書から把握)
- ・ 販売商品の予約・販売金額: 2,750,000円 (2024年3月実績報告書から把握)

(4) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、別途指示する部数を紙及び電子データにて提出すること

7. 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。

- (2) コンソーシアムは構成員の中で1者以上、単体企業等は自らが必ず旅行業法に基づく旅行業者の登録を受けていること。
- (3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - ⑤ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案(プロポーザル)に参加する者でないこと。
- (4) コンソーシアムにおいては、(2)、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
 - ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
 - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は、事業の目的に資するものか。
- (2) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

9. 事業者決定までのスケジュール

- 令和5年4月13日(木) 17時 参加表明 締切
令和5年4月27日(木) 17時 企画提案書 提出期限
令和5年5月中旬 企画提案の審査(審査会)
令和5年5月下旬 委託事業者決定・事業説明会・契約
令和6年3月8日(金) 全事業終了、事業報告書作成提出、精算。

※企画提案事業説明会は開催せず質疑についてはメールでの受付、回答とする。

10. 企画提案書の提出

- (1) 参加表明 令和5年4月13日(木) 17時 締切

※特に様式はなく、メール本文で可(E-mail:m_takahashi@visithkd.or.jp)とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。

- ①単独法人名又は法人名(コンソーシアムの場合はコンソーシアム名、幹事社名)、代表者名 ②所在地 ③電話番号 ④FAX番号 ⑤担当者名 ⑥連絡用メールアドレス

※コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容を記載。

- (2) 提出期限 令和5年4月27日(木) 17時

- (3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構
事業企画本部地域観光部(担当:高橋 貢)

- (4) 提出部数 8部(会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部)

- (5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送(※ファクシミリ、メールでの提出は不可)

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※提出の企画提案書は期日までに別途データでも提出すること。電子メール、ROM等の記録媒体など手法は問わない。なお、電子データのみでの納品は認めない。(電子データで納品する企画提案書については事業者名、氏名等を記載しないもののみでも可)

11. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。

- (2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

①これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

②業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載

し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること(後日符号を指示)。

③業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

④見積書

本企画提案指示書 6. 事業内容及び実施方法に記載している(1)～(2)の事業で明示している項目に沿って①～②等実施項目毎の見積額及び当該事業合計額での見積書を作成する事。

※宿泊費・交通費・謝金等の明細は不要。人件費は必要。

※採択された事業者は契約時、別途見積書を提出する事。

例…(1)滞在コンテンツ造成事業

・モデルルート造成	2件	〇〇〇,〇〇〇円
・検討会開催	5回	〇〇〇,〇〇〇円
・モニターツアー	4名	〇,〇〇〇,〇〇〇円
・ワークショップ	1回	〇〇〇,〇〇〇円
・人件費	一式	〇,〇〇〇,〇〇〇円
合計		〇,〇〇〇,〇〇〇円

⑤コンソーシアムの場合は別途指示をする協定書を提出すること。

1 2. 企画提案に関する審査

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング(以下「審査会」という。)を実施する。

- (1) 日時及び場所については、別途通知する。
- (2) 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。
- (3) 審査会時の追加資料の配付については認めない。
- (4) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする場合がある。

1 3. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光

振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。

- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (11) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (12) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (13) 本事業は観光庁が令和5年度に実施する「令和5年度広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」を活用する。このため、受託事業者は本指示書及び、観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に沿った業務遂行とすること。尚、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

1 4. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光振興機構

事業企画本部地域観光部

担当：高橋 貢

電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064

E-mail：m_takahashi@visithkd.or.jp